## 電子版「被保険者記録照会回答票」

〒 227-0038

( 令和 7 年 4 月 15 日現在の加入記録です。)

神奈川県横浜市 青葉区 奈良3丁目 1-6

日本年金機構

ミゾ バタ ノリヒト 様

生年月日昭和42年3月11日

性 別男

基礎年金番号 2149-111275

加入											\m_\F_\ \colon \col			
制度	お勤め先の名称または共済組合名等							資格取得年月日			資格喪失年月日			加入月数
		フイル.	ムビジネ				-	平成		4. 1				408
64 64 NAT TO 18	A ## # # # # # # # # # # # # # # # # #	国民年金							Δ,	厚生年金保険(一般)		船員保険		年金加入
	全額免除月数	4分の3 免除月数	半額免除月数	光际月数	学生納付 特例月数	納付猶予		産前産後 免除月数	計	加入月数 (基金)	加入期間 (基金)	加入月数	加入期間	期間合計 + + )
0	0	0	0	0	0		0	0	0					,
国民年金の対象月数								<b>→</b>	0	408 ( 0)		0	0	408
共済組合	等加入月数	加入月数 任意加入未納月数			特定期間月数			合計期間( + + + )		注:「共済組合等加入月数」は、共済組合等から日本年金機構に登録され				
	0	0			0			408		ている加入月数です。平成8年以前に退職した共済組合等の加入月数は、 情報提供されていない場合があります。				
供力	<b>z</b>													

備考

1 / 1

### 被保険者記録照会回答票の見方

#### お勤め先の名称または共済組合名等」欄について

#### ( 1 )「任意継続」

厚生年金保険被保険者期間のうち、次の期間を表します。

第4種被保険者.....任意継続被保険者

船員任意継続被保険者......船員であった人の任意継続被保険者

#### (2)「共済組合に移管済」

厚生年金保険に加入されていた方が、国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合や農林漁業団体職員共済 組合等が設立されたこと等により、これらの共済組合の組合員となることから、それまでの厚生年金保険の 被保険者期間は共済組合の組合員期間となります。

「共済組合に移管済」の期間は被保険者期間となりません。

# よって、「共済組合に移管 (3)「厚生年金基金加入期間」

厚生年金基金に加入されていた期間を( )内に再掲しています。

#### 資格取得年月日」および「 資格喪失年月日」欄について

共済制度で、月単位で記録を管理している場合は、日付は0と表示しています。

#### 加入月数」欄について

国民年金の保険料納付は昭和36年4月から開始されていますので、昭和35年10月から昭和36年3月ま の加入月数には算入されません。 での期間は、

#### 国民年金」欄について

### (1)「納付済月数」欄について

保険料納付済期間のうち、前納期間については納付月の全て、第3号被保険者期間については表面右上欄の 年月日の属する年度の末日までの期間を合計して表示しています。

(免除期間、学生納付特例期間および納付猶予期間のうち保険料を追納した期間を含む。)

#### (2)「全額免除月数」欄について

欄の作成年月日の前月までの保険料全額免除期間の合計を表示しています。

#### (3)「4分の3免除月数」欄、「半額免除月数」欄、「4分の1免除月数」欄について

保険料4分の3免除期間、保険料半額免除期間および4分の1免除期間(それぞれ前納期間を含む。)の合計を 表示しています。

4分の3免除月数......4分の1納付済の月数のことをさします。

半額免除月数.....半額納付済の月数のことをさします。

4分の1免除月数………4分の3納付済の月数のことをさします。

#### (4)「学生納付特例月数」欄について

欄の作成年月日の前月までの学生納付特例期間の合計を表示しています。

#### (5)「納付猶予月数」欄について

欄の作成年月日の前月までの納付猶予期間の合計を表示しています。

#### (6)「産前産後免除月数」欄について

産前産後期間により保険料免除されている全ての期間の合計を表示しています。

「 厚生年金保険(一般)」の「加入期間」欄について 厚生年金保険の第3種被保険者期間(坑内作業に従事する被保険者または船舶に使用される被保険者)の期間については、昭和61年3月までの期間は実期間の3分の4倍とし、昭和61年4月から平成3年3月までの期間は実期間の5分の6倍として換算しますので、その換算された月数を用いた被保険者期間を表示しています。

**年金加入期間合計」欄について** 間は、<u>欄の国民年金の「納付済月数」から「納付猶予月数」までの合計</u>、 欄は、 欄の厚生年金保険(一般)の加入 期間および 欄の船員保険の加入期間の合計を表示しています。

#### 国民年金の対象月数」欄について

欄の作成年月日の前月までの国民年金の加入期間(保険料未納期間を含む。)の合計を表示しています。

#### 共済組合等加入月数」欄について

共済組合等から日本年金機構に情報提供されている加入月数です。平成8年以前に退職した共済組合等の加入月 数は、情報提供されていない場合があります。

#### 任意加入未納月数」欄について

欄の作成年月日の前月までの国民年金の任意加入期間のうち、保険料を納めていない期間の合計を表示してい ます。任意加入未納期間の月数は参考であり、年金を請求するときに書類による確認が必要です。

#### 特定期間月数」欄について

欄の作成年月日の前月までの特定期間の合計を表示しています。特定期間の月数は、本来第1号被保険者であ る期間が第3号被保険者として管理されていたため届出をいただいた月数です。

共済組合等加入月数を含めた年金加入期間の合計月数です。老齢年金の受給には原則10年(120月)以上の 期間が必要です。

### 「 備考」欄について

#### ( 1 )「脱退手当金」

この期間は被保険者期間となりません。

なお、大正15年4月2日以降に生まれた方は、昭和61年4月1日以前に脱退手当金を受けた期間のうち、昭和36年4月以降の期間は、昭和61年4月以降に国民年金の保険料納付済期間または保険料免除期間を 有する場合に、老齢基礎年金の受給資格の合算対象期間となります。

#### (2)「外国人脱退一時金」

この期間は被保険者期間となりません。